令和２年８月農業委員会定例会議事録

日時	令和２年８月２０日（木）午後１時３０分～午後２時５５分
場所	さぬき市役所　附属棟　多目的室
	議事録署名委員の指名について
日程第１	諸報告
日程第２	農地法第３条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１号～２号）
日程第３	非農地証明願について　（会長提出議案第３号～６号） 農地改良届について　（会長提出議案追加第１号）
日程第４	農地法第４条に基づく申請審議について　（会長提出議案第７号～９号）
日程第５	農地法第５条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１０号～２０号）
日程第６	農用地利用集積計画の審議について　（会長提出議案第２１号）
日程第７	農用地利用配分計画について　（会長提出議案第２２号）
日程第８	農業経営改善計画の審査について　（会長提出議案第２３号）
日程第９	その他
出席委員	1 楠　豊　2 吉原博美　3 朝倉重弘　4 蓮井セツ子　5 松岡浩二 7 間嶋正憲　8 大塚ノブ子　9 岡村義弘　10 廣瀬　徹　11 川田政美 12 十川隆行　13 岩澤佳宣　14 寒川　巧　15 十河道夫　16 藤澤　明 17 芳竹和政（会長職務代理者）　18 松原俊幸（会長）
欠席委員	6 稲田俊美
事務局	藤井　浩事務局長　山下智資課長補佐　頼冨伸次副主幹　脇谷哲士主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	松岡一海農地集積専門員　猪熊　正農地集積専門員
傍聴者	谷木伸行

議長（会長）

　では、ご案内を申し上げました令和２年８月農業委員会定例会を、定刻がまいりましたので開会致します。
　改めまして、皆さん、こんにちは。暑さが厳しい折、いかがお過ごしでしたでしょうか。コシヒカリ等、刈取りが大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、今月からは順次、農地パトロールが開催されますが、各地区で行われますのに、残暑がまだまだ厳しゅうございますので、お体など大変、水分等を取りまして、十分気をつけて作業していただきたいと思います。
　さて、今回は新体制の移行後、最初の定例会でございますので、事務不慣れ等ございますが、円滑なご審議ができますようご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。
　本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認等、調査いただいているものと思いますので、後でよろしくお願い致します。
　さて、本日の出席は１８名中１７名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。
　では、議事録署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。それでは、３番朝倉委員さん、４番蓮井委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。
　では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。
　日程第１　諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

　諸報告ですが、この用紙をご覧になってください。
　まず、農地法第１８条第６項の規定による通知書を１件受理しています。これは賃借権を中途解約するもので、貸人が●●地区の●●●様、借人が●●●●地区の●●●●様で、申請地は●●●●●●●●番です。解約理由は売買のためです。
　次のページをめくっていただいて、今度は使用貸借の終了農地返還通知で、これは９件受理しております。これは使用貸借権を中途解約するものです。
　貸人が●●地区の●●●●様、借人が農地機構で、申請地は●●●番他１筆です。返還理由は耕作目的です。
　次、貸人が●●地区、●●●●様、借人が農地機構で、申請地は●●●番です。返還理由は耕作目的です。
　次、貸人が●地区、●●●様、借人は●地区、●●●●様で、申請地は●●●●●番です。返還理由は売買のためです。
　貸人が●●地区、●●●●●様、借人が●●地区、●●●●様で、申請地は●●●●●番他２筆です。返還理由は借手の都合のためです。
　次、貸人が●●地区、●●●●●様、借人は●●地区、●●●●様で、申請地は●●●●●番●他２筆です。返還理由は借手の都合のためです。
　貸人が●●地区、●●●●様、借人は●●地区、●●●●様で、申請地は●●●●●番●他３筆です。返還理由は借手の都合のためです。
　貸人が●●地区、●●●様、借人は農地機構で、申請地は●●●●●番●です。返還理由は耕作目的です。
　貸人が農地機構、借人は●●地区、●●●●様で、申請地は●●●●●番●です。返還理由は耕作目的です。
　貸人は●●●●●地区、●●●様、借人は●●●●●●●●●で、申請地は●●●●●●●●番●です。返還理由は転用のためです。
　以上で報告を終わります。

議長（会長）	事務局の報告が終わりました。 日程第２　農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号及び第２号を議題とし一括上程致します。 なお、今月の議案で、第１号は楠委員さんに関係する議案となり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 それでは、事務局より説明を願います。
事務局	会長提出議案第１号を除く農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第２号、地区番号５、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人、●●●●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積１，０３９㎡。譲渡人の申請事由、●●●●。譲受人の申請事由、●●●●●●。権利としては●●●●●●を伴うもので、経営面積６，５１４㎡、受人従事数２人。資料としては２ページ目でございます。申請地は●●●●●から西へ５０ｍのところにあり、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。以上でございます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	今月１６日お昼から委員と推進委員全員で確認致しました。問題なしということで判断致しましたので、ご審議をよろしくお願いします。以上です。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。 議案第２号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第２号につきましてお諮りします。議案第２号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第２号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、楠委員の関係する議案である議案第１号の審議に入りますので、それでは、楠委員さんの退席を求めます。 （楠委員　退席）
議長（会長）	では、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号、地区番号１、受付年月日、令和２年７月３１日、譲渡人、●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積７４２㎡。譲渡人の申請事由、●●●。譲受人の申請事由、●●●●●●●。権利は●●●●●●を伴うもので、経営面積２３，３６０．９６㎡、受人従事数２人。資料としては１ページ目でございます。申請地は●●●●●●●●●●●から北東に２５０ｍのところにあります。譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。以上になります。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地

区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

吉原博美委員　　それでは、議案第１号につきましてご報告申し上げます。去る１７日に現地調査を行いました結果、水利組合の同意等も得ており、問題なしと認めます。よって、ご審議のほどよろしくお願い致します。以上です。

議長（会長）　　地区代表委員からの報告が終わりました。
議案第１号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第１号につきまして、お諮りします。議案第１号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第１号を原案のとおり認めることと致します。退席されている楠委員の着席を認めます。

（楠委員　着席）

議長（会長）　　日程第３　非農地証明願について、会長提出議案第３号から第６号を議題とし一括上程致します。
それでは、事務局より説明を願います。

事務局　　議案書の２ページ目をご覧いただきたいと思います。今回の非農地証明案件につきましては４件ございます。面積にしまして６，４９６㎡で、１１筆ございます。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。
会長提出議案第３号、地区番号３、受付年月日が令和２年７月３１日。申請人は●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況地目、山林。地積１３０㎡ございます。申請理由と致しましては、平成５年頃から２５年以上耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。
お手元の資料の３ページ目から５ページ目をお開きいただきたいと思います。概要を申し上げますと、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●●●●●●から東へ約３６０ｍ入ったところの、●●●●●●の北側に位置しております。周辺地はご覧のとおり、北側に山林、南側には高速道路が横断し、僅かな平地に住宅が点在しております。申請者は平成２９年に相続し、これまで隣接宅地と市道に挟まれた不整形地で先代からの長期間の耕作放棄となり、やがて隣接の山林に蚕食され、現在は荒廃状況になっております。お手元の資料の特に４ページ目、５ページ目のほう、現況の写真がありますが、その４ページの１番、２番のほうは一部進入路の部分も入っておりますけども、スプレーの入っている部分も含めまして、ご覧の雑木等が背景にも入っているところがございます。そのところが今回の申請地となっておりますので、ご確認いただきたいと思います。
続きまして、会長提出議案第４号です。地区番号３、受付年月日が令和２年７月３１日。申請人は●●●●の●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●番他６筆。台帳地目、畑で４筆、田で３筆ございます。現況地目はすべて山林でございまして、地積合計、田、畑含めまして４，３６９㎡ございます。申請理由と致しましては、平成１０年頃から向こう２０年以上耕作不能な状態が継続し原野化したものでございます。
お手元の資料の６ページ目以降をお開きいただきたいと思います。場所の

ほうが数か所にわたっておりますけども、概要でございます。さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●●●●●●から北へ約１．３㎞、●●●●の西側に位置しており、周辺地はご覧のとおり、西側に農地が広がり、その周辺地に住宅が点在しているところでございます。申請者は平成２０年に相続したが、既に当該地は山林化しており、先代が高齢化し耕作放棄し、今日に至っておりまして、申請当該地●●●●番、お手元の資料の６ページ目の真ん中にあろうかと思いますけども、それと、●●●●番●、こちらのほうは資料８ページに記載されておりますけども、それ以外の５筆につきましては、再生困難と見込まれる荒廃農地と既に判断されておりますので、お手元の資料の引き続き９ページ、１０ページ、１１ページにわたり、１２ページまで、それぞれの７筆の現況写真をご覧いただけるかと思いますので、ご確認のほどよろしくお願い致します。

続きまして、会長提出議案第５号、地区番号４、受付年月日が令和２年７月３１日。申請人は●●●●●●●●、●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況、雑種地で、地積１３２㎡ございます。申請理由と致しましては、農機具等の保管場所のための倉庫でございまして、建築面積が３０㎡ございます。

お手元の資料は１３ページから１４ページをお開きいただきたいと思います。概要でございますけども、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●から南西へ約１㎞、●●●西側に隣接しておりまして、周辺地はご覧のとおり、農地と住宅が点在しております。申請者は昭和５６年に相続し、自己農地に農機具倉庫不足を解消するために、今般、お手元の資料１４ページ目をお開きいただきたいと思いますが、こちらに記載しておりますとおり、当該地１３２㎡を造成しまして、ビニールハウス造でございますけれども、平屋建ての１棟３０㎡を農業経営施設などとして利用するものでございます。

続きまして、会長提出議案第６号でございます。地区番号５、受付年月日が令和２年７月３１日。申請人は●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番他１筆、台帳地目は田畑、各１筆ずつで、２筆とも山林でございます。地積合計で１，８６５㎡ございまして、申請理由と致しましては、平成１６年以降の自然災害により農地として復旧困難となった農地でございます。

お手元の資料の１５ページから１６ページをご覧いただきたいと思います。概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●から東へ約１．７㎞、●●●●●止まりに位置しておりまして、周辺地は山間部の中に入っております。申請者は平成１７年に取得し、当該地は山林に囲まれ日照時間も限られ、耕作放棄し現在に至っており、今回の申請に及んだものです。お手元の資料の１６ページに掲載しておりますように、●●●●番が上、そして、●●●●番●が下側でございますけども、既に２筆とも荒廃農地として赤判定になっている状況でございます。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

大塚ノブ子委員

それでは、３号のご報告を致します。●●●●●●というところにあります。５ページの写真、１１番を見ていただいたらよく分かるかと思うんですけれども、道に沿って木が茂っております。道に茂っていた枝は切っておりましたけれども、これは到底、田に復元しても価値はないでしょうということで私たちはこれを認めましたけれども、皆さんのご審議よろしくお願い致します。

続いて、第４号議案、●●●●という地区にあります。これも１番から７

	番まで、田、畑、７枚ありますけれども、進入路があるのかないのかは分かりにくくて、農機具も入らないだろうということで、私たちはこれも致し方ないのではないかと判断致しました。よろしくご審議をお願い致します。以上です。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願い致します。
川田政美委員	●●地区、５号議案ですが、これは●●●●さん、農機具等の保管などのための倉庫です。きれいにできていますので、別に問題ないかと思いますので、よろしくご審議お願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員、お願い致します。
十河道夫委員	６号議案でございますが、事務局の説明のとおり、現地確認終了後、問題なしと判断致しましたので、よろしくご審議願います。以上です。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第３号から第６号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	では、議案第３号から第６号までにつきましてお諮りします。議案第３号から６号までについて異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第３号から第６号までを原案のとおり認めることと致します。 続きまして、追加議案として、農地改良届についてを上程したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	暫時休憩致します。
	休　憩
議長（会長）	再開致します。 それでは、会長提出追加議案第１号、農地改良届についてを追加提案致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	お手元の資料、今お配りしましたＡ３のほうを１つと、それとＡ４、１枚のほうをお開きいただきたいと思います。農地改良届につきましては、まず、１件ございまして、面積にして、ご覧のとおり、３，１２３㎡ございます。 それでは、ご案内させていただきます。会長提出議案追加第１号、地区番号５、受付年月日は令和２年８月１７日でございます。申請人は●●●●の●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●●番●他１筆で、台帳、現況、２筆とも田でございます。そして、地積合計で３，１２３㎡で、農地改良後の地目は畑を計画しておりまして、計画後の営農計画が、ご覧のとおり、菜園、梅等の植栽を計画しております。工事着完年月日は本年令和２年１０月

１日から翌年令和３年３月３１日を計画しておりまして、盛り土工法による農地改良でございます。お手元の資料の１ページ目から５ページ目をご確認いただきたいと思います。
　概要を申し上げますと、当該地は、まず、無断転用の解消案件となっております。申請地はさぬき市●●、●●、●●●●●●から東へ約９００ｍ入ったところでございまして、周辺地は●●●●●●の山間部に囲まれた都市計画区域外の第２種農地でございます。申請者は平成１１年に贈与を受け、会社勤めの傍ら日々管理を行っておりましたが、近年の農地利用状況調査におきましては、人力・農業用機械で草刈り・抜根・整地可能な土地、緑判定となっておりまして、つきましては、土地所有者である申請者が生活の糧を得るために、お手元の資料の２ページ目をお開きいただきたいと思いますが、本年３月に当該地であります●●●●番●と同●●●●番、同●●●●番●、ちょうど赤線の二重線を引かせていただいております、申し出によりますと、１，５００㎥の搬入の土砂が確認されているものでございます。農地法の手続を怠っておりまして、事務局の指導再三のもと、今後は、隣接地である同●●●●番地を含めた農地造成でございますけども、お手元の資料のさらに４ページ目をお開きいただきまして、計画断面図の②の切ったところでございますが、こちらに断面図をお付けし、最大で２．５ほどの盛り土を計画し、その後の改良後は菜園、梅の植栽等を行うというものでございます。つきましては、地元自治会をはじめ水利組合、土地改良区との協議も終え、今般是正を行うものでございます。以上です。

議長（会長）　説明が終了致しました。質疑等はありませんでしょうか。
　ございませんか。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　では、原案のとおり承認致します。
　続きまして、日程第４　農地法第４条に基づく申請審議について、会長提出議案第７号から第９号を議題とし一括上程致します。
　なお、今月の議案で、第９号は寒川委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。
　それでは、事務局より説明を求めます。

事務局　議案書の３ページでございます。農地法第４条に基づく申請審議について、今回の４条の案件は３件ございまして、面積にして８７２㎡、４筆です。
　個別の案件を説明する前に、４条とはどういう申請かということで、初めての方もおられますので、簡単に概要だけを説明させてもらいますと、４条許可申請とは、自己所有の農地を農業以外の使用目的で使いたい場合、いわゆる農地転用にするという手続でございまして、自分の農地を転用する自己転用ということでご理解をいただいたらと思います。
　それでは、個別の案件についてご説明致します。
　会長提出議案第７号、地区番号は２、受付年月日、令和２年７月３１日。申請人は●●●●●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積は１６４㎡。転用目的は納屋、建築面積ですけども、併せ利用地を含めまして３８６．６８㎡です。工事着完年月日は令和２年１０月１日から令和３年４月３０日、農地区分は第１種

農地で、備考と致しまして、併せ利用地がございまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料と致しまして２０ページから２１ページでございまして、場所につきましては、２０ページの左側に位置図を掲載しておりまして、ご覧いただいたらと思います。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●から北へ約１，０６０ｍに位置し、申請地の隣接は田及び宅地に接しております。土地利用計画図等に記載されておりますように、現在、納屋が老朽化及び農機具等を保管する場所が不足しているため、敷地を拡張し、申請地と既存宅地に納屋を２棟建築するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第８号でございます。地区番号は２、受付年月日は令和２年７月３１日。申請人は●●●●●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●番●、同●●●●番●です。台帳地目はともに畑、現況はともに宅地、地積は２筆合わせまして１６１㎡です。転用目的は宅地拡張で、建築面積が１８７．５３㎡。工事着完年月日ですが、無断転用がございますので、昭和６２年５月１日から令和３年３月３１日、農地区分は第１種農地で、備考と致しまして、無断転用で併せ利用地がございます。これにつきましても、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料と致しましては１７から１９で、場所が１７ページの位置図に掲載しておるとおりでございます。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●、●●●●●●から北へ１，２３０ｍに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は両親と現在同居しておりますが、子息成長に伴う住宅困窮改善のために、現在住んでいる住宅の隣接に家を建築、また、駐車場を拡張し、併せて、無断転用が判明したため是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長（会長）　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

蓮井セツ子委員　８月１５日１時から全員で現地確認を行いました。今、事務局のほうの説明のとおりでございまして、許可相当の判断ということで、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（会長）　地区代表委員からの報告が終わりました。議案第７号及び第８号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第７号及び第８号につきましてお諮りします。議案第７号及び第８号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第７号及び第８号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、寒川委員の関係する議案である議案第９号の審議に入りますので、寒川委員の退席を求めます。

（寒川委員　退席）

議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	会長提出議案第９号でございます。地区番号は５、受付年月日、令和２年７月３１日。申請人は●●●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目、田、現況地目、宅地、地積は５４７㎡。転用目的は資材・農機具置場です。建築面積が３５４．０５㎡。工事着完年月日が、昭和６０年４月１日から昭和６０年６月３０日です。農地区分は第２種農地で、備考と致しまして、無断転用で併せ利用地がございます。資料につきましては２２から２３で、場所につきましては、２２ページの左側に位置図を掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●から西へ約９９０ｍに位置し、申請地の隣接は畑、雑種地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は昭和６０年頃、土木建築の事業拡大とともに資材が増え、保管場所が不足し建築したものであり、現在は農機具置場として利用しております。今般、無断転用が判明したため是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
十河道夫委員	詳細は先ほど事務局のほうの説明のとおりでございます。現地確認致しましたが、問題なしと判断致しましたので、審議のほうをよろしくお願いします。以上です。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。議案第９号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第９号につきましてお諮りします。議案第９号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第９号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている寒川委員の着席を認めます。 （寒川委員　着席）
議長（会長）	日程第５　農地法第農地法第５条に基づく申請審議について、会長提出議案第１０号から第２０号までを議題とし一括上程致します。 なお、今月の議案で、第１３号、第１９号が寒川委員の関係する議案になり、除斥対象議案となりますので、後で別審議と致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の４ページでございます。農地法第５条に基づく申請審議について、今月の５条の案件は１１件ございまして、面積にして７，９２２㎡、１８筆です。個別の案件を説明する前に、５条についても簡単に、どういうものかということで説明させていただきますが、５条の申請は、他の者に農地を取得、貸したりとか譲ったりとかして、農業以外の使用目的で使いたい場

合、いわゆる農地転用する場合に必要な手続ということで、権利関係を伴う転用ということでご承知いただけたらと思います。
　それでは、個別の案件について説明致します。
　会長提出議案第１０号、地区番号は１、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●●●●、●●●様。譲受人で●●●●●、●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は５６４㎡。転用目適は店舗。建築面積は１００．６１㎡。工事着完予定年月日は令和２年１０月１日から令和２年１２月３１日。権利は●●●●●●で、第３種農地です。備考と致しまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料は２４から２５ページで、場所につきましては２４ページの左側に位置図を掲載しております。
　申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●から南へ約３３０ｍに位置し、申請地の隣接は宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は申出地の近接に診療施設の移転開業する計画があることから、調剤薬局を出店するため周辺で土地を探していたところ、農業継続の困難となった土地所有者との話がまとまったことから、今般申請に及んだものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。
　続きまして、会長提出議案第１１号でございます。地区番号は３、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●、●●●●様、譲受人で●●、●●●●●●●●●●●●●●、申請地は●●●●●●●●●●●番、同●●●●番です。台帳地目、ともに畑、現況地目も畑です。地積は２筆合わせまして１，２７４㎡。転用目的は太陽光発電設備。工事着完年月日は令和２年１０月１日から令和３年１月３１日。権利は●●●●●●●で、第３種農地で、第１種住居地域でございます。資料は２６から２７ページでございます。場所につきましては、２６ページの左側に位置図を掲載しております。
　申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●から南東へ約６３０ｍに位置し、申請地の隣接は田、雑種地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請者は事業収益を上げるために当該地周辺で約１，０００㎡程度のまとまった土地を探していたところ、農業継続の困難となった土地所有者との話がまとまったことから、今般申請に及んだものです。既存農地を整地した敷地に太陽光発電パネル３４０枚を設置し、敷地の西側にある既存電柱へと送電する計画です。また、地元土地改良区をはじめ、経済産業省の認定も受け、事業実施も確実であることから、許可相当と判断するものです。
　続きまして、会長提出議案第１２号でございます。地区番号は３、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●、●●●様。譲受人で●●●●、●●●様、●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●番●の●と●●●●番●の●です。台帳地目はともに田、現況は田と宅地です。地積ですが、合わせて２７４㎡。転用目的は非農家の自己住宅で、建築面積は１６３．８４㎡。工事着完予定年月日が、一部無断転用がございますので、平成１２年８月１日から令和３年２月２８日。権利は●●●●●●●●で、第２種農地でございます。備考と致しまして、一部無断転用で併せ利用地がございまして、これも農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料と致しましては２８から２９で、場所は２８ページの左側に位置図を掲載しております。
　申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●から東南へ約４６０ｍに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は現在借家に住んでいますが、子息成長に伴う住宅困窮改善のために、父所有の当該地に住宅２階１棟、面積６９．９３㎡、車庫２７．１３㎡を建築し、また、併せて一部無断転用が判明した

箇所を是正するものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第１４号でございます。地区番号は３、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●、●●●●様。譲受人で●●●●●●、●●●様。申請地は●●●●●●●●●番●、同●●●番●です。台帳地目は田、現況は畑です。地積は２筆で４４６㎡。転用目的は分家住宅で、建築面積は１１０．１３㎡。工事着完予定年月日は令和２年１０月１日から令和３年５月３１日。権利は●●●●●●●●で、第１種農地です。備考と致しまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料が３２から３３で、場所につきましては３２ページの左側に位置図を掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●、●●●●●●から南へ約４８０ｍに位置し、申請地の隣接は田、道路及び水路に接しています。土地利用計画図等から、申請人は現在借家に住んでいますが、子息成長に伴う住宅困窮改善のために、祖父所有の当該地に住宅平屋１棟、面積１１０．１３㎡を建築するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第１５号、地区番号は３、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●、●●●●●様。譲受人で●●、●●●●●●●●●。申請地が●●●●●●●●●●●番、同●●●●番です。台帳地目はともに田、現況はともに田。地積が２筆で９１８㎡。転用目的は資材置場です。工事着完予定年月日が令和２年９月３０日から令和３年３月２０日まで。権利は●●●●●●で、第１種農地です。備考と致しまして、一時転用で、資料が３４から３６ページでございまして、場所は３４ページの左側に位置図を掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から北へ約４３０ｍに位置し、申請地の隣接は田、道路及び水路に接しております。申請人は隣接地で県発注のため池改修工事を受注し、工事施工するにあたり作業場における工事資材などの仮置場所を探していたところ、工事現場の周辺地にある土地所有者と一時転用することについて了承されたため、申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第１６号でございます。地区番号は５、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●●●、●●●●様。譲受人で●●●●、●●●●●●●●。申請地ですが、●●●●●●●●●●●番●他２筆です。台帳地目、現況地目ともに田。地積は３筆合わせまして２，７９４㎡です。転用目的は農業用倉庫、事務所、休憩所、飼料置場です。建築面積が５４１．６１㎡。工事着完予定年月日は令和２年１０月１日から令和３年１月３１日。権利は●●●●●●で、第２種農地です。備考と致しまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料は３７から４０ページでございます。位置図は３７ページに掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●から西へ約５３０ｍに位置し、申請地の隣接は田及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は現在借りて使用している農業倉庫、事務所、休憩所、飼料置場が手狭であり老朽化しているので、当該地に新たな農業用倉庫平屋１棟、面積は５００㎡、事務所・休憩所平屋１棟、３８．６４㎡、トイレシャワー室平屋１棟、３．０㎡、飼料置場を建設するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第１７号でございます。地区番号は５、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●●様外２名です。譲受人で●●●●●●●●●●●、●●●●

様。申請地が●●●●●●●●●●●●番●、同●●●番●●です。台帳地目、現況地目ともに田。地積は２筆で２４７㎡。転用目的は分家住宅で、建築面積が５７．９６㎡。工事着完予定年月日が令和２年１０月１日から令和３年９月３０日。権利は●●●●●●●●で、第２種農地でございます。備考と致しまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料が４１から４２ページでございます。場所は４１ページの左側に位置図を掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●、●●●●●から東へ約４３０ｍに位置し、申請地の隣接は田、宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は現在県外の借家に住んでおりますが、県内に戻ってくることとなり、実家隣接の当該地に住宅２階１棟、面積５７．９６㎡を建築するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第１８号でございます。地区番号は５、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●●●、●●●●様。譲受人で●●●●●●、●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田。地積は７５６㎡。転用目的は分譲住宅。建築面積は２７７．０４㎡。工事着完予定年月日が令和２年１０月１日から令和５年９月３０日。権利は●●●●●●●で、第２種農地です。備考と致しまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料が４３から４４となっております。位置図を４３ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●から南へ約５００ｍに位置し、申請地の隣接は宅地及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は立地条件や利便性の良い当該地周辺において分譲住宅用地を探していたところ、高齢で自作が困難となっていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。本事業計画として、分譲住宅用地２棟平屋、面積が２１７．０４㎡、カーポート２棟、面積６０㎡です。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。

続きまして、会長提出議案第２０号でございます。地区番号は５、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●、●●●●様。譲受人で●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は４６２㎡。転用目的は分家住宅で、建築面積が１４７．４０㎡。工事着完予定年月日が令和２年１０月１日から令和３年３月３１日。権利は●●●●●●●●で、第１種農地です。備考と致しまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料が４７から４８ページでございまして、位置図を４７ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●●、●●●●から北へ約１．５㎞に位置し、申請地の隣接は田、道路及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は現在借家に住んでいますが、子息成長に伴う住宅困窮改善のために、父所有の当該地に住宅平屋１棟、面積１４７．４０㎡を建築するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上です。

議長（会長）　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠　豊委員　会長提出議案第１０号の５条申請ですが、内容については事務局の説明のとおりであります。地区委員会と致しましては、現地を確認し、各同意もあることから、許可相当でないかなということで、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
大塚ノブ子委員	第１１号の説明を致します。●●地区の●●様です。これは太陽光設置になっておるんですけれども、これも現地確認致しました結果、致し方ないことだろうということで、私たちは認めることにしました。よろしくご審議をお願い致します。 第１２号の説明を致します。●●●●地区の●さんです。これは一部無断転用の是正ということ、それと、その横の田んぼに息子さんが帰って住まいを建てるそうです。それで、私たちはこれもよろしいのではないかと認めました。よろしくお願い致します。 １４号につきまして、●●の●●様です。これは●●に住んでおります息子さんが親元に帰って家を建てるということで、この番地のところに建てるそうです。これも致し方ないことだろうということで、私たちは認めることにしました。よろしくお願い致します。 次の１５号、●●●さんの件なんですけれども、これはため池の改修工事をする資材置場として、●●●●にお貸しするそうです。それで、一時転用ということで、私たちこれも必要だろうということで認めることにしました。よろしくお願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十河道夫委員	第１６号ですが、事務局の説明のとおり、農振除外時に審査をしておりますし、現地も確認をしております。今回も実際見させていただきました。問題ないと思っております。 １７号も同様に、事務局の説明のとおり、農振除外時に現地確認しておりますので、問題ないと判断しております。 １８号、これも事務局の説明のとおり、農振除外時に確認しておりますので、問題ないと思っております。 最後の２０号ですが、特段問題ないというふうに思っておりますので、審議のほうをよろしくお願い致します。以上です。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第１３号、第１９号を除く議案第１０号から第２０号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。 十川委員さん。
十川隆行委員	議案第１５号の一時転用ですけど、これ転用期間が入っていないんですけども。
事務局	転用期間は９月３０日から令和３年３月２０日までです。
十川隆行委員	これが転用期間ですか。分かりました。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１３号、第１９号を除く議案第１０号から第２０号までにつきましてお諮りします。議案第１３号、第１９号を除く議案第１０号から第２０号までについて異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１３号、第１９号を除く議案第１０号から第２０号までを原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、寒川委員の関係する議案である議案第１３号、第１９号の審議に入りますので、寒川委員の退席を求めます。 （寒川委員　退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	会長提出議案第１３号でございます。地区番号は３、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●、●●●●様。譲受人で●●●●、●●●様。申請地は●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は８６㎡。転用目的は倉庫。建築面積が４０．９９㎡。工事着完予定年月日が令和２年１０月１日から令和３年３月３１日。権利は●●●●●●●で、第２種農地です。備考と致しまして、資料が３０から３１ページで、場所は３０ページの左側に位置図を掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●から東南へ約５４０ｍに位置し、申請地の隣接は宅地及び道路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は市道拡幅工事により既存倉庫用地が買収されることとなり代替地を検討していたところ、隣接農地所有者と話がまとまり、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。 続きまして、会長提出議案第１９号でございます。地区番号は５、受付年月日、令和２年７月３１日。譲渡人で●●●●●●、●●●●様。譲受人で●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は１０１㎡です。転用目的は貸資材置場の進入路です。工事着完予定年月日は令和２年１０月１日から令和３年３月３１日。権利は●●●●●●●で、第２種農地です。備考と致しまして、併せ利用地がございまして、農振の個別除外の事前協議済みでございます。資料は４５から４６ページでございまして、場所につきましては４５ページの左側に位置図を掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●から西へ約１，０３０ｍに位置し、申請地の隣接は田、雑種地及び道路、水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は資材置場として併せ利用地を貸しておりますが、大型重機の出入りが多く進入路を広げるため、当該地において高齢で自作が困難となっていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、この議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。 まず、最初、●●地区、お願いします。
大塚ノブ子委員	第１３号の説明を致します。●●さんの件なんですけれども、地主さんが倉庫の用地を探していたそうです。ふさわしいところがありましたということで、私たちも現地確認をしました。これは事務局の説明のとおり、よろしいのではないでしょうかということで、私たち認めることにしました。よろしくお願いします。

議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十河道夫委員	第１９号ですが、資料を見ていただいたらと思います。道路ぶちでございまして、先ほど事務局の説明のとおりでございまして、問題ないと判断致しましたので、ご審議のほうをよろしくお願い致します。以上です。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第１３号、第１９号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１３号、第１９号につきましてお諮りします。議案第１３号、第１９号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１３号、第１９号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 退席されている寒川委員の着席を認めます。 （寒川委員　着席）
議長（会長）	続きまして、日程第６　農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第２１号を上程致します。なお、今月の議案で、６ページ、整理番号２番が芳竹委員、農地中間管理事業対象農用地の１番、２番、７番から１３番が藤澤委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、会長提出議案第２１号について説明致します。 まず、６ページをご覧ください。これは６月定例会の議案で審議した、農地の売り手から農地機構が売却した土地を、今回、買い手に農地機構が売却するもので、２件あります。買い手は●●●●様が１筆、●●●●●●が４筆の２件あります。 次に、７ページから９ページの間が、農地の貸し借りについての説明となります。 個人が６件、法人１件、中間管理機構が２０件の合計２７件となっております。２７件のうち、新規が２２件、再設定が５件となっております。２７件のうち賃借権が１件、使用貸借権が２６件となっております。賃借権の内訳としては、１，５００円が１件となっております。期間は、１０年が１１件、６年が７件、５年が５件、４年２か月が２件、３年が２件となっております。 なお、この中の、８ページの整理番号１６の●●さんについてですが、更新なんですけど、借人と貸人の関係が親子であるために、耕作面積が４反未満ですが、受付しております。 次に、農地中間管理事業対象農用地等総括表、Ａ３の用紙の中の説明を致します。 貸付先が、個人３６件、法人２件となっております。設定する権利の種類は、賃借権が１件、使用貸借権が３７件となっております。期間は、１０年が２８件、６年が７件、４年２か月が１件、３年が２件となっております。利用内容は、水稲、麦、野菜、果樹の作付となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案

	件も多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は、整理番号指定の上ご発言を願います。
松岡浩二委員	整理番号１６号で、親子で使用貸借権の更新みたいなことはする必要ってあるんですか。実際にそういう事例は、最近。
事務局	実際、農家台帳を別にされておるところが、その親子の間で使用貸借を結ぶことはあります。ほかにも何件かはそういうことはしています。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、６ページの整理番号２番、農地中間管理事業対象農用地の１番、２番、７番から１３番を除く議案第２１号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることと致します。 続きまして、芳竹委員と藤澤委員の関係議案である、６ページ、整理番号２番、農地中間管理事業対象農用地の１番、２番、７番から１３番の審議に入ります。 それでは、芳竹委員、藤澤委員の退席を求めます。 （芳竹委員、藤澤委員　退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、農業委員さんの案件についてご説明します。まず、６ページをご覧ください。委員さんの案件で、農地機構からの買入れは１件あり、３筆買い入れます。それと、Ａ３の農地中間管理事業対象農用地等総括表について、委員さんの案件は９件で、使用貸借権で９件となっております。期間は、６年で９件となっております。利用内容については、野菜の作付となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑等はありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。退席されている芳竹委員、藤澤委員の再入場を求めます。 （芳竹委員、藤澤委員　着席）
議長（会長）	それでは、続きまして、日程第７　農用地利用配分計画の審議について、会長提出議案第２２号を上程致します。なお、今月の議案で、番号１番から３番まで松岡委員の関係議案になり、除斥対象議案になります。

	それでは、松岡委員の退席を願います。 （松岡委員　退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	農地利用の配分計画案ですが、これは農地機構が転貸している農地の耕作者が途中で変更になるときにするものであって、設定の権利等の種類はすべて使用貸借権で、期間はすべて３年２か月になります。利用内容は、水稲、麦、路地野菜の作付となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑がある場合は整理番号指定の上、ご発言願います。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第２２号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることと致します。 退席されている松岡委員の再入場を認めます。 （松岡委員　着席）
議長（会長）	日程第８　農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第２３号を議題と致します。なお、今月の議案で、２番が松岡委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
農林水産課	番号１番の●●●●●●●●●●●さん、住所は●●●●●●●●●●●●●番地●、平成●年●月●●日設立です。 別紙の経営改善計画を参照してください。 現在、水稲と麦を生産していますので、複合経営になります。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産についてということで、水稲は作付面積が現在２２ha で生産量が８８，０００㎏ですが、５年後の目標として２５ha まで増やし、生産量も１１万２，５００㎏まで増やす予定です。麦の二毛作は作付面積が現在１３．２ha で生産量が４７，５２０㎏ですが、５年後の目標として１５ha まで増やし、生産量を５４，０００㎏に増やす予定です。麦の単作は作付面積が現在８．８ha で生産量が３１，６８０㎏ですが、５年後の目標として１０ha まで増やし、生産量も３６，０００㎏に増やす予定です。 （２）の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業について、作業受託での田植え・収穫売上については、５年後、半分程度にこちらのほうは減らす予定です。乾燥調製については、５年後も現状維持の予定です。 （３）の農用地及び農業生産施設について、アの農用地ですが、所有地は、５年後も所有する予定はありません。借入地については、田が３４ha ですが、５年後には４０ha まで増やす予定です。イの農業生産施設については、農舎・ビニールハウス・堆肥舎とも、５年後も現状維持です。 活動の目標としましては、農業委員会や農地機構を通じて隣接圃地を中心に集積し、規模拡大や連担化を行い、作業性の効率化を図っていきます。

	年間所得は現状１，７００万円ですが、５年後の目標は１，９３０万円に増加する計画になっています。 経験も実績もある法人ですので、認定農業者の継続認定について、ご審議をよろしくお願いします。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら報告をお願い致します。
川田政美委員	●●●●●●につきましては、ちゃんとやっておりますので、心配ないと思います。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。 議案第２３号、１番について質疑等がありましたら発言を認めます。 ありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第２３号、１番についてお諮りします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。 続きまして、松岡委員の関係する議案第２３号の２番の審議に入ります。 それでは、松岡委員の退席を求めます。 （松岡委員　退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
農林水産課	２番の●●●●●●●●●●さんですが、住所は●●●●●●●●●●●●●●番地●。平成●●年●月●日設立です。農業経営改善計画の内容の変更になりますので、認定期間は、既にもう認定をされています令和４年５月３１日までです。 別紙の経営改善計画を参照してください。 代表者が●●●さんから●●●●さんに変更になっています。計画書の様式が令和２年４月１日から変更していますので、内容についてもヒアリングにより変更しております。 令和４年度の年間所得目標が、以前は１，５００万円でしたが、修正の結果、１，４４０万円に変わっています。それから、年間労働時間についても、以前の目標は２，０００時間でしたが、１，８００時間に修正させてもらっています。あと、生産作目については、水稲（コシヒカリ・その他）、小麦、ハダカムギ、ブロッコリー、キャベツ、アスパラガスで変更はありませんが、生産量の目標は現状に合わせてそれぞれ変更しています。 活動目標としましては、●●集落や近隣集落の農地を集積して、米麦を中心に規模拡大を図り、農業所得の向上を目指します。 以上が、変更についての報告になります。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

蓮井セツ子委員	この●●●●●ですけども、いち早く法人を立ち上げました。作業の効率化を図りながら成果を出していただいて、本年度から代表者も変わりました。その中でよく話すんですが、次世代の農を担う人材の問題を抱えておるというような厳しい状況の中でございますけれども、一丸となってみんな頑張っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第２３号、２番について、質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農業改善計画の審査について、議案第２３号の２番についてお諮りします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。 退席されている松岡委員の再入場を認めます。 （松岡委員　着席）
議長（会長）	ここで、資料回収を事務局よりお願い致します。 本日上程の議案につきましては以上ですが、日程第９　その他で、事務局、ありませんか。
事務局	調査用図面のお配りというこの用紙をご覧ください。農地パトロールのほうで、各地区にお聞きしておる日程と、あと、担当される農業委員さんの一覧表を作成しておりますので、間違いがあったり、訂正するところがあれば、また連絡をしてください。 それと、職員のほうも行けるように割り振っていますので、集合場所や時間とか、そういうのがまだ決まっていないとかそういう場合は、もうこの同行する職員のほうに直接連絡をとって、場所や時間を決めてください。以上です。
事務局	そうしたら、先日の総会の折にお願いでありました、農業委員の方、あるいは、本日ご出席いただいておりません推進委員の方の全国農業新聞の契約のほう、まだの方につきましては、速やかにご契約のほうをお願いしたらと思います。 それと同時に、お手元のＡ４の議席番号の入った住所録があったかと思います。２つ穴を開けているのをお渡ししたかと思います。それは臨時総会のときの緑色のファイルに綴じていただければ、ご自分の議席番号やほかの方の議席番号を載せたものをということで宿題だったと思いますので、お渡ししておりますので、お帰りになりましたら綴じていただければということで２つ穴を開けておりますので、ご活用いただければと思います。 それと、最後になりましたけれども、次回の定例会のご案内でございます。９月１８日金曜日午後１時３０分から当会場、附属棟の多目的室になっておりますので、ご案内を差し上げます。以上でございます。
議長（会長）	以上をもちまして、令和２年８月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（１４時５５分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）
・農地法第３条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地改良届について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・１６名　　反対委員・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　３番

署名委員　　４番